

議案第 58 号

和解について

原子力損害の賠償に関する紛争に関し下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 7 日提出

阿見町長 千葉 繁

記

1 申立人

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号
阿見町

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社

3 事件の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、町が実施した平成 23 年度及び 24 年度の放射能対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 18 条第 1 項に基づく和解の仲介機関である原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、今般、同センターから 15,200,000 円の和解案が提示されたものである。

4 和解の内容

- (1) 相手方は、町に対し、原子力発電所事故に伴う平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までにを行った放射能対策に要した費用に係る和解金として 15,200,000 円の支払義務があることを認める。
- (2) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (3) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、町は相手方に対して別途請求しない。